

「あたいは、やっちょらん」 ～冤罪・大崎事件を検証する～

日時 2017年12月2日(土)

申込不要

午後2時～午後4時

参加無料

(開場：午後1時30分予定)

場所 **兵庫県弁護士会 4階講堂**
神戸市中央区橋通1-4-3



「大崎事件」は1979年に鹿児島県で起こった殺人・死体遺棄事件です。この事件で逮捕・起訴され、懲役10年の刑に服した原口アヤ子さんについて、今年(2017年)6月、鹿児島地方裁判所は、再審開始決定を出しました。原口アヤ子さんは40年近くに渡り、無実を訴え続けてきました。大崎事件は、密室での取調べによる虚偽自白が生んだ典型的な冤罪事件です。本市民集会では、大崎事件弁護団事務局長である鴨志田祐美弁護士(鹿児島県弁護士会)をお招きし、大崎事件の真実を語っていただき、市民の皆様へ、取り返しのつかない冤罪の悲劇について学んでいただきたいと思います。

プログラム(予定)

- ビデオ上映
- 講演
鴨志田祐美 弁護士
(大崎事件再審請求弁護団)



※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

主催：兵庫県弁護士会 共催：日本弁護士連合会

【お問合せ先】兵庫県弁護士会 TEL 078-341-7061